【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月25日
【中間会計期間】	第107期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	株式会社　東北銀行
【英訳名】	THE TOHOKU BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　佐藤　健志
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市内丸３番１号
【電話番号】	019（651）6161（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部長　　橋場　大輔
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本石町三丁目２番12号 株式会社　東北銀行　東京事務所
【電話番号】	03（3270）2854
【事務連絡者氏名】	執行役員東京事務所長　　佐々木　潤
【縦覧に供する場所】	株式会社　東北銀行　東京支店 （東京都中央区日本橋本石町三丁目２番12号） 株式会社　東北銀行　仙台支店（注） （宮城県仙台市青葉区本町一丁目１番１号） 株式会社　東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注）　上記の仙台支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2024年度 中間連結会計期間	2025年度 中間連結会計期間	2026年度 中間連結会計期間	2024年度	2025年度
		（自 2024年 ４月１日 至 2024年 ９月30日）	（自 2025年 ４月１日 至 2025年 ９月30日）	（自 2026年 ４月１日 至 2026年 ９月30日）	（自 2024年 ４月１日 至 2025年 ３月31日）	（自 2025年 ４月１日 至 2026年 ３月31日）
連結経常収益	百万円	7,359	8,725	10,481	15,028	17,932
連結経常利益	百万円	979	1,673	1,897	1,974	2,523
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	648	1,178	1,430	―	―
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	―	―	―	1,069	1,693
連結中間包括利益	百万円	△298	1,609	△911	―	―
連結包括利益	百万円	―	―	―	△3,535	△1,402
連結純資産	百万円	38,909	36,758	32,344	35,376	33,497
連結総資産	百万円	1,027,799	1,037,959	1,016,826	1,009,613	1,024,432
１株当たり純資産額	円	3,042.03	2,827.06	2,357.54	2,684.57	2,482.61
１株当たり中間純利益	円	68.19	123.42	148.01	―	―
１株当たり当期純利益	円	―	―	―	112.58	176.63
潜在株式調整後１株当たり 中間純利益	円	35.37	69.47	92.96	―	―
潜在株式調整後１株当たり 当期純利益	円	―	―	―	58.98	104.45
自己資本比率	%	3.78	3.54	3.18	3.50	3.26
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	15,664	14,136	△10,712	△15,086	5,493
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△2,465	△7,831	3,194	△4,451	△56
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△239	△237	△248	△534	△485
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	百万円	95,431	68,466	59,582	62,398	67,349
従業員数 ［外、平均臨時従業員数］	人	579 [211]	595 [216]	576 [216]	563 [209]	560 [214]

（注）自己資本比率は、（中間）期末純資産の部合計を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第105期中	第106期中	第107期中	第105期	第106期
決算年月		2024年９月	2025年９月	2026年９月	2025年３月	2026年３月
経常収益	百万円	6,573	7,888	9,611	13,762	16,342
経常利益	百万円	851	1,645	1,844	2,013	2,434
中間純利益	百万円	680	1,162	1,396	―	―
当期純利益	百万円	―	―	―	1,535	1,641
資本金	百万円	13,233	13,233	13,233	13,233	13,233
発行済株式総数 普通株式 第一種優先株式	千株	 9,509 4,000	 9,509 4,000	 9,509 4,000	 9,509 4,000	 9,509 4,000
純資産	百万円	37,396	35,762	31,153	34,372	32,314
総資産	百万円	1,024,658	1,034,371	1,012,416	1,005,909	1,020,364
預金残高	百万円	935,469	927,298	931,470	921,754	917,212
貸出金残高	百万円	682,731	716,115	721,162	698,268	716,064
有価証券残高	百万円	220,375	225,083	204,505	216,142	211,650
１株当たり配当額 普通株式 第一種優先株式	円	 25.00 0.125	 25.00 2.875	 25.00 7.625	 50.00 0.25	 50.00 5.75
自己資本比率	%	3.64	3.45	3.07	3.41	3.16
従業員数 ［外、平均臨時従業員数］	人	567 [198]	584 [207]	566 [207]	553 [201]	548 [205]

（注）自己資本比率は、（中間）期末純資産の部合計を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間末の財政状態につきましては、預金等（譲渡性預金を含む）は、個人預金及び公金預金の増加により、前連結会計年度末比144億65百万円増加し9,315億18百万円となりました。

貸出金は、個人向け貸出及び大企業向け貸出の増加により、前連結会計年度末比51億40百万円増加し7,175億51百万円となりました。

有価証券は、前連結会計年度末比71億46百万円減少し2,037億74百万円となりました。

当中間連結会計期間の経営成績につきましては、経常収益は、貸出金利息などの資金運用収益及び株式等売却益などのその他経常収益の増加などにより前中間連結会計期間比17億56百万円増収の104億81百万円となりました。経常費用は、預金利息などの資金調達費用及び国債等債券売却損などのその他業務費用の増加などにより同15億33百万円増加し85億84百万円となりました。

以上の結果、経常利益は同２億24百万円増益の18億97百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は同２億52百万円増益の14億30百万円となりました。

当中間連結会計期間におけるセグメントごとの業績は次のとおりとなりました。

「銀行業務」の経常収益は、貸出金利息などの資金運用収益及び株式等売却益などのその他経常収益の増加などにより前中間連結会計期間比17億23百万円増収の96億11百万円、セグメント利益は、上記要因に加え、貸倒引当金繰入額などのその他経常費用の減少などにより、同１億99百万円増益の18億44百万円となりました。また、セグメント資産は前連結会計年度末比81億１百万円減少し１兆123億93百万円、セグメント負債は同67億87百万円減少し9,812億63百万円となりました。

「リース業務」の経常収益は、リース売上高及び割賦収入の増加により前中間連結会計期間比31百万円増収の７億10百万円、セグメント利益は、与信関連費用の減少などにより、同25百万円増益の31百万円となりました。また、セグメント資産は、前連結会計年度末比２億22百万円増加し54億30百万円、セグメント負債は、同２億１百万円増加し46億29百万円となりました。

① 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支の合計額（業務粗利益）は、国内業務部門59億97百万円、国際業務部門６百万円であり、合計では60億４百万円となりました。

資金運用収益の主なものは、国内業務部門では貸出金利息57億98百万円、有価証券利息配当金10億94百万円などです。国際業務部門では有価証券利息配当金13百万円です。また、資金調達費用は、国内業務部門がほぼ全額を占めており、預金利息14億29百万円及び債券貸借取引支払利息２億54百万円などです。

役務取引等収支は、内国為替手数料や投資信託等の預り資産販売に係る手数料を中心として、国内業務部門による収支が全額を占めており、合計で11億35百万円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門が全額を占めており国債等債券損益(５勘定尻)△６億78百万円や連結子会社の業務に係る収支94百万円などであり、合計で△５億91百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前中間連結会計期間	5,117	9	5,126
	当中間連結会計期間	5,453	6	5,460
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	6,033	13	4 6,042
	当中間連結会計期間	7,125	13	6 7,132
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	915	4	4 915
	当中間連結会計期間	1,671	6	6 1,671
役務取引等収支	前中間連結会計期間	1,101	0	1,101
	当中間連結会計期間	1,135	―	1,135
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,483	1	1,484
	当中間連結会計期間	1,542	―	1,542
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	382	0	382
	当中間連結会計期間	407	―	407
その他業務収支	前中間連結会計期間	107	2	109
	当中間連結会計期間	△591	―	△591
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	814	2	816
	当中間連結会計期間	972	―	972
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	706	―	706
	当中間連結会計期間	1,563	―	1,563

（注）１．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

２．資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（前中間連結会計期間７百万円、当中間連結会計期間13百万円）を控除して表示しております。

３．資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

② 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、合計で15億42百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、合計で４億７百万円となり、国内業務部門の役務取引等収支が全額を占めております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,483	1	1,484
	当中間連結会計期間	1,542	－	1,542
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	260	－	260
	当中間連結会計期間	253	－	253
うち為替業務	前中間連結会計期間	295	1	296
	当中間連結会計期間	291	－	291
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	141	－	141
	当中間連結会計期間	228	－	228
うち代理業務	前中間連結会計期間	387	－	387
	当中間連結会計期間	387	－	387
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	6	－	6
	当中間連結会計期間	8	－	8
うち保証業務	前中間連結会計期間	8	－	8
	当中間連結会計期間	12	－	12
役務取引等費用	前中間連結会計期間	382	0	382
	当中間連結会計期間	407	－	407
うち為替業務	前中間連結会計期間	24	0	24
	当中間連結会計期間	23	－	23

（注）　国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

③　国内・国際業務部門別預金残高の状況

○　預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	927,157	－	927,157
	当中間連結会計期間	931,343	－	931,343
うち流動性預金	前中間連結会計期間	623,509	－	623,509
	当中間連結会計期間	607,840	－	607,840
うち定期性預金	前中間連結会計期間	300,133	－	300,133
	当中間連結会計期間	320,566	－	320,566
うちその他	前中間連結会計期間	3,514	－	3,514
	当中間連結会計期間	2,936	－	2,936
譲渡性預金	前中間連結会計期間	3,942	－	3,942
	当中間連結会計期間	174	－	174
総合計	前中間連結会計期間	931,100	－	931,100
	当中間連結会計期間	931,518	－	931,518

（注）１．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
２．定期性預金＝定期預金＋定期積金
３．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。

④　国内・海外別貸出金残高の状況

○　業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	712,409	100.00	717,551	100.00
製造業	44,794	6.29	49,243	6.86
農業、林業	8,845	1.24	8,886	1.24
漁業	1,403	0.20	1,646	0.23
鉱業、採石業、砂利採取業	425	0.06	320	0.04
建設業	48,792	6.85	48,489	6.76
電気・ガス・熱供給・水道業	32,930	4.62	35,726	4.98
情報通信業	1,914	0.27	1,912	0.27
運輸業、郵便業	17,215	2.42	17,016	2.37
卸売業、小売業	45,234	6.35	42,896	5.98
金融業、保険業	49,141	6.90	46,923	6.54
不動産業、物品賃貸業	116,468	16.35	115,219	16.06
各種サービス業	89,037	12.50	83,226	11.60
地方公共団体	136,107	19.11	130,270	18.15
その他	120,095	16.84	135,774	18.92
海外及び特別国際金融取引勘定分	－	－	－	－
政府等	－	－	－	－
金融機関	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合計	712,409	－	717,551	－

（注）「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、預金等の増加による収入を、債券貸借取引受入担保金の減少による支出が上回ったことを主な要因として107億12百万円の支出となりました。前中間連結会計期間比では、248億48百万円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還及び売却による収入が、有価証券の取得による支出を上回ったことを主な要因として31億94百万円の収入となりました。前中間連結会計期間比では、110億25百万円の増加となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払を主な要因として２億48百万円の支出となりました。前中間連結会計期間比では、11百万円の減少となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末比88億84百万円減少し595億82百万円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等並びに優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当行グループの会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定に重要な変更はありません。また、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等並びに優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当中間連結会計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

移転集約

会社名	店舗名	所在地	区分	セグメントの名称	設備の内容	移転集約年月
当行	見前支店	岩手県 盛岡市	移転集約	銀行業務	店舗	2026年５月

（注）「見前支店」を「都南支店」内へ移転集約し「共同店舗」の形態で営業しております。

（自己資本比率の状況）

（参　考）

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

	2025年９月30日	2026年９月30日
1. 連結自己資本比率（2／3）	8.93	8.82
2. 連結における自己資本の額	41,540	42,768
3. リスク・アセットの額	464,878	484,827
4. 連結総所要自己資本額	18,595	19,393

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

	2025年９月30日	2026年９月30日
1. 自己資本比率（2／3）	8.86	8.75
2. 単体における自己資本の額	40,623	41,778
3. リスク・アセットの額	458,070	477,242
4. 単体総所要自己資本額	18,322	19,089

（資産の査定）
（参　考）

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（1998年法律第132号）第６条に基づき、中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（1948年法律第25号）第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２．危険債権
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３．要管理債権
要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４．正常債権
正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2025年９月30日	2026年９月30日
	金額（百万円）	金額（百万円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,904	4,115
危険債権	10,110	10,095
要管理債権	829	862
正常債権	706,540	710,882

３【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	30,000,000
第一種優先株式	30,000,000
計	30,000,000

（注）計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月25日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,509,963	9,509,963	東京証券取引所スタンダード市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式(単元株式数100株)
第一種優先株式（注１）	4,000,000	4,000,000	－	(注２、３、４、５、６)(単元株式数100株)
計	13,509,963	13,509,963	－	－

（注１）第一種優先株式は企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第８項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

（注２）行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 第一種優先株式には、当銀行普通株式を対価とする取得請求権が付与される。第一種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当銀行の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、当銀行の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当銀行普通株式の数は増加する場合がある。

(2) 第一種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされた第一種優先株式に係る払込金額の総額を、下記の取得価額で除して算出される。また、取得価額は、原則として、取得請求期間において、下記の通り毎月１回の頻度で修正される。

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ５連続取引日における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。

取得請求期間において、毎月第３金曜日の翌日以降、取得価額は、当該第３金曜日までの直近の５連続取引日の終値の平均値に相当する金額に修正される。

(3) 上記(2)の取得価額は、809円を下限とする。

(4) 第一種優先株式には、当銀行が、2022年９月29日以降、一定の条件を満たす場合に、当銀行の取締役会が別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、金銭を対価として第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる取得条項が付されている。

（注３）行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(2) 当銀行の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

（注４）第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

１．第一種優先配当金

(1) 第一種優先配当金

当銀行は、定款第37条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）又は第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式１株につき、第一種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下「第一種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を切上げる。以下「第一種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して下記２．に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 第一種優先配当年率

2013年４月１日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第一種優先配当年率

第一種優先配当年率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年７月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）又は８％のうちいずれか低い方（以下「第一種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、第一種優先配当年率は第一種優先株式上限配当率とする。

上記のただし書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年の４月１日（同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全銀協TIBOR運営機関（ただし、日本円TIBORの公表主体が、全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるもの（％未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。）を指すものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第758条第８号ロもしくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロもしくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

２．第一種優先中間配当金

当銀行は、定款第38条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式１株につき、第一種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭（以下「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。

３．残余財産

(1) 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式１株につき、第一種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第一種優先配当金相当額

第一種優先株式１株当たりの経過第一種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第一種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を切上げる。）をいう。ただし、上記の第一種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

４．議決権

第一種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一種優先株主は、定時株主総会に第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

５．普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第一種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有する第一種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。

ただし、下記(3)に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記のただし書において「行使可能株式数」とは、(ⅰ)取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当銀行の発行可能株式総数から、取得請求日における当銀行の発行済株式総数及び取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(ⅱ)取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数及び新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

(2) 取得を請求することができる期間

2013年６月29日から2037年９月28日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に第一種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、会社法第167条第３項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ５連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ１年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第３金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の５連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの５連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。）に修正される（以下かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記５連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は809円とする（ただし、下記(8)による調整を受ける。）。

(8) 取得価額の調整

イ．第一種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

（ⅰ） 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(8)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

（ⅱ） 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii)　取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)及び(v)並びに下記ハ.(iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv)　当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.又はロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a)　当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は１とする。

(b)　当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は１とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)又は本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c)　当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(iii)又は本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(v)　取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)又は(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi)　株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ．上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

ハ．(ⅰ) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ５連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。なお、上記５連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。

(ⅱ) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(ⅲ) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の１ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)又は(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)又は(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)又は(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(ⅳ) 取得価額調整式に使用する「１株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は０円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)及び(vi)の場合には０円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

ニ．上記イ.(iii)ないし(v)及び上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ．上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ．上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．取得価額調整式により算出された上記イ.第２文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第２位までを算出し、その小数第２位を切捨てる。）を使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額（下記７．(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。）は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

６．金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2022年９月29日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日まで（当日を含む。）の30連続取引日（ただし、終値のない日は除き、開催日が取引日でない場合は、開催日の直前の取引日までの30連続取引日とする。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記５．(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式１株につき、第一種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、上記３．(3)に定める経過第一種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第一種優先配当金相当額を計算する。

７．普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第一種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって一斉取得する。この場合、当銀行は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に第一種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

８．株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当銀行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

９．法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

（注５）種類株主総会の決議

当銀行は、会社法第322条第２項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。

（注６）議決権の有無及びその理由

当銀行は、第一種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当銀行における標準となる株式であるが、第一種優先株式を有する株主は、上記４．に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、第一種優先株式を剰余金の配当や残余財産の分配について優先的内容を有する代わりに議決権制限株式としたことによるものである。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2026年４月１日～2026年９月30日	－	13,509	－	13,233	－	11,154

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目４番２号	4,000	29.70
株式会社十文字チキンカンパニー	岩手県二戸市石切所字火行塚25番地	300	2.22
ＳＢＩ地銀ホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目６番１号	276	2.05
東北銀行従業員持株会	岩手県盛岡市内丸３番１号	256	1.90
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海一丁目８番12号	248	1.84
株式会社富士電業社	岩手県盛岡市向中野七丁目13番６号	180	1.33
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目２番２号	110	0.82
大樹生命保険株式会社	東京都港区東新橋一丁目５番２号	107	0.79
有限会社新居浜ビジネスセンター	愛媛県新居浜市久保田町一丁目２番１号	103	0.77
中当建設株式会社	青森県八戸市大字田向字向平12番１号	93	0.69
計	－	5,675	42.15

（注）2023年１月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、株式会社整理回収機構から、同社他１社を共同保有者として2023年１月11日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社整理回収機構を除き、当行として2026年９月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書に係る変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目４番２号	4,000	29.61
預金保険機構	東京都千代田区大手町一丁目９番２号	86	0.64

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、次のとおりであります。

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数（個）	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合（%）
株式会社十文字チキンカンパニー	岩手県二戸市石切所字火行塚25番地	3,000	3.19
ＳＢＩ地銀ホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目６番１号	2,764	2.94
東北銀行従業員持株会	岩手県盛岡市内丸３番１号	2,560	2.72
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海一丁目８番12号	2,485	2.64
株式会社富士電業社	岩手県盛岡市向中野七丁目13番６号	1,800	1.91
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目２番２号	1,106	1.17
大樹生命保険株式会社	東京都港区東新橋一丁目５番２号	1,072	1.14
有限会社新居浜ビジネスセンター	愛媛県新居浜市久保田町一丁目２番１号	1,037	1.10
中当建設株式会社	青森県八戸市大字田向字向平12番地１	932	0.99
木田　裕介	大阪府豊中市	873	0.93
計	－	17,629	18.78

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	第一種優先株式　4,000,000	―	「１（１）②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　44,800	―	「１（１）②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式（その他）	普通株式　9,383,400	93,834	同上
単元未満株式	普通株式　81,763	―	１単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	13,509,963	―	―
総株主の議決権	―	93,834	―

（注）１．上記の「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。
また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が６個含まれております。
２．「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式47株が含まれております。

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 株式会社東北銀行	盛岡市内丸３番１号	44,800	―	44,800	0.47
計	――	44,800	―	44,800	0.47

（注）「発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）」は発行済普通株式の総数に対する割合であります。

２【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において、役員の異動はありません。

第４【経理の状況】

１．当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第２項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

２．当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第４編の規定により第２種中間連結財務諸表を作成しております。

３．当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第４編の規定により第２種中間財務諸表を作成しております。

４．当行は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）の中間財務諸表について、北光監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】

（1）【中間連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	68,251	60,798
金銭の信託	8,288	8,259
有価証券	※1,※4 210,920	※1,※4 203,774
貸出金	※2,※3,※4,※5 712,411	※2,※3,※4,※5 717,551
その他資産	※2,※4 9,346	※2,※4 9,935
有形固定資産	※6,※7 7,223	※6,※7 7,150
無形固定資産	605	584
退職給付に係る資産	1,945	1,964
繰延税金資産	5,796	6,935
支払承諾見返	※2 3,888	※2 4,108
貸倒引当金	△4,244	△4,238
資産の部合計	1,024,432	1,016,826
負債の部		
預金	※4 917,053	※4 931,343
譲渡性預金	―	174
債券貸借取引受入担保金	※4 58,508	※4 36,270
借用金	※4 1,059	※4 1,034
その他負債	9,623	10,770
退職給付に係る負債	5	5
偶発損失引当金	174	149
ポイント引当金	46	48
再評価に係る繰延税金負債	※6 573	※6 573
支払承諾	3,888	4,108
負債の部合計	990,934	984,481
純資産の部		
資本金	13,233	13,233
資本剰余金	11,998	11,999
利益剰余金	17,098	18,281
自己株式	△59	△53
株主資本合計	42,270	43,460
その他有価証券評価差額金	△10,169	△12,486
土地再評価差額金	※6 1,158	※6 1,158
退職給付に係る調整累計額	238	212
その他の包括利益累計額合計	△8,772	△11,115
純資産の部合計	33,497	32,344
負債及び純資産の部合計	1,024,432	1,016,826

（２）【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
経常収益	8,725	10,481
資金運用収益	6,042	7,132
（うち貸出金利息）	4,952	5,798
（うち有価証券利息配当金）	954	1,108
役務取引等収益	1,484	1,542
その他業務収益	816	972
その他経常収益	※１ 381	※１ 835
経常費用	7,051	8,584
資金調達費用	923	1,685
（うち預金利息）	790	1,429
役務取引等費用	382	407
その他業務費用	706	1,563
営業経費	4,619	4,684
その他経常費用	※２ 418	※２ 243
経常利益	1,673	1,897
特別利益	0	0
固定資産処分益	0	0
特別損失	3	2
固定資産処分損	3	2
税金等調整前中間純利益	1,670	1,894
法人税、住民税及び事業税	501	527
法人税等調整額	△9	△64
法人税等合計	492	463
中間純利益	1,178	1,430
親会社株主に帰属する中間純利益	1,178	1,430

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
中間純利益	1,178	1,430
その他の包括利益	431	△2,342
その他有価証券評価差額金	455	△2,316
退職給付に係る調整額	△24	△25
中間包括利益	1,609	△911
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	1,609	△911

（３）【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,233	11,998	15,890	△69	41,052
当中間期変動額					
剰余金の配当			△236		△236
親会社株主に帰属する中間純利益			1,178		1,178
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△1		10	9
利益剰余金から資本剰余金への振替		1	△1		－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	－	－	940	10	951
当中間期末残高	13,233	11,998	16,831	△58	42,004

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△6,946	1,158	110	△5,676	35,376
当中間期変動額					
剰余金の配当					△236
親会社株主に帰属する中間純利益					1,178
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					9
利益剰余金から資本剰余金への振替					－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	455	－	△24	431	431
当中間期変動額合計	455	－	△24	431	1,382
当中間期末残高	△6,490	1,158	86	△5,245	36,758

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,233	11,998	17,098	△59	42,270
当中間期変動額					
剰余金の配当			△248		△248
親会社株主に帰属する中間純利益			1,430		1,430
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		1		6	7
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	－	1	1,182	5	1,189
当中間期末残高	13,233	11,999	18,281	△53	43,460

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△10,169	1,158	238	△8,772	33,497
当中間期変動額					
剰余金の配当					△248
親会社株主に帰属する中間純利益					1,430
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					7
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△2,316	－	△25	△2,342	△2,342
当中間期変動額合計	△2,316	－	△25	△2,342	△1,152
当中間期末残高	△12,486	1,158	212	△11,115	32,344

（４）【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,670	1,894
減価償却費	221	239
貸倒引当金の増減（△）	△1,086	△6
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△19	△19
偶発損失引当金の増減額（△は減少）	11	△25
ポイント引当金の増減額（△は減少）	3	1
資金運用収益	△6,042	△7,132
資金調達費用	923	1,685
有価証券関係損益（△）	△76	4
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△144	△9
固定資産処分損益（△は益）	3	2
貸出金の純増（△）減	△17,645	△5,139
預金の純増減（△）	5,429	14,290
譲渡性預金の純増減（△）	3,942	174
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	△25	△25
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	1	△314
コールローン等の純増（△）減	5,000	―
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	15,796	△22,237
外国為替（資産）の純増（△）減	147	―
外国為替（負債）の純増減（△）	△0	―
資金運用による収入	5,990	6,967
資金調達による支出	△748	△1,578
その他	954	1,248
小計	14,307	△9,977
法人税等の支払額	△171	△735
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,136	△10,712
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△130,074	△119,386
有価証券の売却による収入	4,671	19,144
有価証券の償還による収入	118,276	103,569
金銭の信託の増加による支出	△300	―
有形固定資産の取得による支出	△244	△78
無形固定資産の取得による支出	△157	△51
有形固定資産の除却による支出	△2	△2
有形固定資産の売却による収入	―	0
無形固定資産の売却による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,831	3,194
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△236	△248
自己株式の取得による支出	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△237	△248
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	6,067	△7,766
現金及び現金同等物の期首残高	62,398	67,349
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 68,466	※1 59,582

【注記事項】

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社　2社

会社名

株式会社東北ジェーシービーカード

とうぎん総合リース株式会社

(2) 非連結子会社　1社

会社名

とうぎんリニューアブル・エナジー株式会社

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社　1社

会社名

とうぎんリニューアブル・エナジー株式会社

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

３．連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

９月末日	**２社**

４．会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

②　有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　９年～30年

その他　５年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号　2025年10月８日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,138百万円（前連結会計年度末は2,184百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

連結子会社については、該当ありません。

(7) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結子会社が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(9) 重要な収益及び費用の計上基準

当行及び連結子会社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社については、該当ありません。

(11) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

（中間連結貸借対照表関係）

※１．非連結子会社の株式の総額

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
株式	40百万円	40百万円

※２．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,897百万円	4,154百万円
危険債権額	10,767百万円	10,112百万円
要管理債権額	941百万円	862百万円
三月以上延滞債権額	139百万円	128百万円
貸出条件緩和債権額	802百万円	733百万円
小計額	15,606百万円	15,129百万円
正常債権額	704,331百万円	710,398百万円
合計額	719,937百万円	725,527百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※３．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
836百万円	1,927百万円

※４．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
担保に供している資産		
有価証券	99,297百万円	75,068百万円
貸出金	8,537百万円	7,138百万円
その他資産	3百万円	3百万円
計	107,838百万円	82,210百万円
担保資産に対応する債務		
預金	5,610百万円	6,556百万円
債券貸借取引受入担保金	58,508百万円	36,270百万円
借用金	400百万円	400百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
有価証券	12,171百万円	15,115百万円

また、その他資産には、敷金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
敷金	31百万円	30百万円
保証金	30百万円	30百万円

※５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
融資未実行残高	195,443百万円	199,609百万円
うち契約残存期間が１年以内のもの	192,720百万円	195,406百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６．土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　1999年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
1,924百万円	1,879百万円

※７．有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
減価償却累計額	9,787百万円	9,825百万円

（中間連結損益計算書関係）

※１．その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
株式等売却益	120百万円	685百万円
金銭の信託運用益	144百万円	79百万円

※２．その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
貸倒引当金繰入額	237百万円	117百万円

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項　　（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,509	－	－	9,509	
第一種優先株式	4,000	－	－	4,000	
合　計	13,509	－	－	13,509	
自己株式					
普通株式	57	0	8	48	（注）
合　計	57	0	8	48	

（注）自己株式における普通株式の当中間連結会計期間増加株式数０千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、当中間連結会計期間減少株式数８千株は譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

２．配当に関する事項

（１）当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決　議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年６月24日定時株主総会	普通株式	236	25	2025年３月31日	2025年６月25日
	第一種優先株式	0	0.125	2025年３月31日	2025年６月25日

（２）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決　議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年11月14日取締役会	普通株式	236	利益剰余金	25	2025年９月30日	2025年12月10日
	第一種優先株式	11	利益剰余金	2.875	2025年９月30日	2025年12月10日

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項　（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,509	－	－	9,509	
第一種優先株式	4,000	－	－	4,000	
合　計	13,509	－	－	13,509	
自己株式					
普通株式	49	0	5	44	（注）
合　計	49	0	5	44	

（注）自己株式における普通株式の当中間連結会計期間増加株式数０千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、当中間連結会計期間減少株式数５千株は譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

２．配当に関する事項

（１）当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決　議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年６月24日定時株主総会	普通株式	236	25	2026年３月31日	2026年６月25日
	第一種優先株式	11	2.875	2026年３月31日	2026年６月25日

（２）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決　議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年11月13日取締役会	普通株式	236	利益剰余金	25	2026年９月30日	2026年12月10日
	第一種優先株式	30	利益剰余金	7.625	2026年９月30日	2026年12月10日

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１．現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金預け金勘定	69,478百万円	60,798百万円
預け金（日銀預け金を除く）	△1,012百万円	△1,216百万円
現金及び現金同等物	68,466百万円	59,582百万円

（リース取引関係）

（借手側）

金額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

（貸手側）

１．リース投資資産の内訳

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
リース料債権部分	2,847	3,133
見積残存価額部分	48	50
受取利息相当額	△193	△247
リース投資資産	2,703	2,936

２．リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）						
	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
リース債権	―	―	―	―	―	―	―
リース投資資産に係る リース料債権部分	778	685	564	406	214	198	2,847

（単位：百万円）

	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）						
	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
リース債権	―	―	―	―	―	―	―
リース投資資産に係る リース料債権部分	832	744	595	414	237	309	3,133

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注）参照）。また、現金預け金及び債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
（１）金銭の信託	8,288	8,288	－
（２）有価証券（＊１）			
満期保有目的の債券	28,723	26,655	△2,067
その他有価証券	180,908	180,908	－
（３）貸出金	712,411		
貸倒引当金（＊２）	△4,114		
	708,296	694,962	△13,334
資産計	926,218	910,815	△15,402
（１）預金	917,053	916,984	△68
（２）借用金	1,059	1,021	△38
負債計	918,113	918,006	△106
デリバティブ取引（＊３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(8)	(8)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	(8)	(8)	－

（＊１）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-９項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（＊２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊３）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
（１）金銭の信託	8,259	8,259	－
（２）有価証券（＊１）			
満期保有目的の債券	26,990	24,549	△2,441
その他有価証券	175,504	175,504	－
（３）貸出金	717,551		
貸倒引当金（＊２）	△4,114		
	713,436	694,735	△18,700
資産計	924,191	903,048	△21,142
（１）預金	931,343	931,237	△106
（２）譲渡性預金	174	174	－
（３）借用金	1,034	1,005	△28
負債計	932,553	932,418	△134
デリバティブ取引（＊３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(15)	(15)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	(15)	(15)	－

（＊１）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-９項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（＊２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊３）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

（注）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	前連結会計年度（2026年３月31日）	当中間連結会計期間（2026年９月30日）
非上場株式（＊１）	678	678
組合出資金（＊２）	609	601

（＊１）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託	－	8,288	－	8,288
有価証券（＊１）				
その他有価証券				
国債・地方債等	62,002	62,813	－	124,815
社債	－	27,312	－	27,312
株式	3,473	－	－	3,473
その他	12,215	10,225	－	22,440
資産計	77,690	108,640	－	186,330
デリバティブ取引（＊２）				
クレジット・デリバティブ	－	－	(8)	(8)
デリバティブ取引計	－	－	(8)	(8)

（＊１）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-９項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-９項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は2,867百万円であります。

（＊２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託	－	8,259	－	8,259
有価証券（＊１）				
その他有価証券				
国債・地方債等	62,112	64,642	－	126,755
社債	－	19,466	－	19,466
株式	3,686	－	－	3,686
その他	11,952	11,400	－	23,352
資産計	77,751	103,769	－	181,520
デリバティブ取引（＊２）				
クレジット・デリバティブ	－	－	(15)	(15)
デリバティブ取引計	－	－	(15)	(15)

（＊１）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-９項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-９項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は2,243百万円であります。

（＊２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

（２）時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	－	12,837	－	12,837
社債	－	12,824	－	12,824
その他	－	994	－	994
貸出金	－	－	694,962	694,962
資産計	－	26,655	694,962	721,618
預金	－	916,984	－	916,984
借用金	－	1,021	－	1,021
負債計	－	918,006	－	918,006

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	－	12,317	－	12,317
社債	－	11,235	－	11,235
その他	－	996	－	996
貸出金	－	－	694,735	694,735
資産計	－	24,549	694,735	719,284
預金	－	931,237	－	931,237
譲渡性預金	－	174	－	174
借用金	－	1,005	－	1,005
負債計	－	932,418	－	932,418

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル３の時価に分類しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負　債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、クレジット・デリバティブ取引であり、重要な観察できないインプットを用いていることからレベル３の時価に分類しております。

（注２）時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

（１）重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度（2026年３月31日）

区　分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ	現在価値技法	クレジットイベント発生確率	0.71%－2.15%	1.77%

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

区　分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ	現在価値技法	クレジットイベント発生確率	0.71%－2.15%	1.74%

（２）期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（＊）
		損益に計上（＊）	その他の包括利益に計上					
デリバティブ取引								
クレジット・デリバティブ	△8	0	－	－	－	－	△8	0

（＊）連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（＊）
		損益に計上（＊）	その他の包括利益に計上					
デリバティブ取引								
クレジット・デリバティブ	△8	△7	－	－	－	－	△15	△7

（＊）中間連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

（３）時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

（４）重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・デリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、クレジットイベント発生確率であります。クレジットイベント発生確率の著しい上昇（低下）は、単独では、時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

（有価証券関係）

※　「子会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

１．満期保有目的の債券

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	7,075	6,633	△442
	社債	20,648	19,028	△1,619
	その他	1,000	994	△5
	小計	28,723	26,655	△2,067
合計		28,723	26,655	△2,067

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	7,180	6,647	△533
	社債	18,810	16,905	△1,905
	その他	1,000	996	△3
	小計	26,990	24,549	△2,441
合計		26,990	24,549	△2,441

２．その他有価証券

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,075	1,935	1,139
	債券	－	－	－
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	10,013	8,781	1,232
	小計	13,088	10,717	2,371
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	398	437	△39
	債券	152,127	168,216	△16,088
	国債	62,002	65,774	△3,772
	地方債	43,574	49,485	△5,911
	社債	46,551	52,955	△6,404
	その他	15,294	16,421	△1,127
	小計	167,820	185,075	△17,255
合計		180,908	195,792	△14,883

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,330	2,024	1,306
	債券	－	－	－
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	6,701	6,085	616
	小計	10,032	8,109	1,922
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	355	372	△17
	債券	146,221	164,552	△18,330
	国債	62,112	66,787	△4,675
	地方債	47,847	54,701	△6,854
	社債	36,262	43,063	△6,801
	その他	18,894	20,774	△1,879
	小計	165,472	185,700	△20,227
合計		175,504	193,809	△18,305

（金銭の信託関係）

１．満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

２．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	2,893	2,800	93	93	―

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	2,935	2,800	135	135	―

（注）「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（その他有価証券評価差額金）

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

	金額（百万円）
評価差額	△14,789
その他有価証券	△14,883
その他の金銭の信託	93
（＋）繰延税金資産	4,619
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△10,169
（△）非支配株主持分相当額	―
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	―
その他有価証券評価差額金	△10,169

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

	金額（百万円）
評価差額	△18,170
その他有価証券	△18,305
その他の金銭の信託	135
（＋）繰延税金資産	5,683
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△12,486
（△）非支配株主持分相当額	―
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	―
その他有価証券評価差額金	△12,486

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（１）金利関連取引

該当事項はありません。

（２）通貨関連取引

該当事項はありません。

（３）株式関連取引

該当事項はありません。

（４）債券関連取引

該当事項はありません。

（５）商品関連取引

該当事項はありません。

（６）クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

区　分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	―	―	―	―
	買建	2,185	2,185	△8	△8
	その他				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
合計		―	―	△8	△8

（注）１．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

２．「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

区　分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	―	―	―	―
	買建	2,009	2,009	△15	△15
	その他				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
合計		―	―	△15	△15

（注）１．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

２．「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
経常収益	8,725	10,481
うち役務取引等収益	1,484	1,542
預金・貸出業務	260	253
為替業務	296	291
証券関連業務	141	228
代理業務	387	387
その他	398	382

（注）上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する最高経営意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行に経営管理部門を置き、銀行業を中心として、リース業などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。なお、「銀行業務」及び「リース業務」を報告セグメントとしております。

２．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益であります。

報告されているセグメント間の取引方法は、一般的な取引と同様な条件で行っております。

３．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	7,846	653	8,499	225	8,725	―	8,725
セグメント間の内部経常収益	41	26	68	9	77	△77	―
計	7,888	679	8,567	235	8,802	△77	8,725
セグメント利益	1,645	6	1,652	21	1,673	―	1,673
セグメント資産	1,034,348	5,067	1,039,416	3,105	1,042,521	△4,562	1,037,959
セグメント負債	998,608	4,308	1,002,916	2,209	1,005,125	△3,924	1,001,200
その他の項目							
減価償却費	215	6	221	0	221	―	221
資金運用収益	6,060	0	6,060	8	6,069	△26	6,042
資金調達費用	923	24	947	1	949	△26	923
特別利益	0	―	0	―	0	―	0
（うち固定資産処分益）	0	―	0	―	0	―	0
特別損失	3	―	3	―	3	―	3
（うち固定資産処分損）	3	―	3	―	3	―	3
税金費用	480	3	483	8	492	0	492
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	397	4	402	―	402	―	402

（注）１．一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

２．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業であります。

３．「調整額」は、次のとおりであります。

(1) セグメント資産の調整額△4,562百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(2) セグメント負債の調整額△3,924百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(3) 資金運用収益の調整額△26百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(4) 資金調達費用の調整額△26百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(5) 税金費用の調整額０百万円は、すべてセグメント間取引消去に係る法人税等調整額であります。

４．セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	9,564	682	10,247	234	10,481	―	10,481
セグメント間の内部経常収益	46	27	74	8	83	△83	―
計	9,611	710	10,321	243	10,565	△83	10,481
セグメント利益	1,844	31	1,875	21	1,897	―	1,897
セグメント資産	1,012,393	5,430	1,017,823	3,337	1,021,161	△4,334	1,016,826
セグメント負債	981,263	4,629	985,893	2,412	988,306	△3,824	984,481
その他の項目							
減価償却費	233	6	239	0	239	―	239
資金運用収益	7,154	0	7,154	8	7,162	△30	7,132
資金調達費用	1,685	28	1,713	2	1,715	△30	1,685
特別利益	0	―	0	―	0	―	0
（うち固定資産処分益）	0	―	0	―	0	―	0
特別損失	2	―	2	―	2	―	2
（うち固定資産処分損）	2	―	2	―	2	―	2
税金費用	445	11	456	7	463	△0	463
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	129	0	129	0	129	―	129

（注）１．一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

２．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業であります。

３．「調整額」は、次のとおりであります。

(1) セグメント資産の調整額△4,334百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(2) セグメント負債の調整額△3,824百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(3) 資金運用収益の調整額△30百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(4) 資金調達費用の調整額△30百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(5) 税金費用の調整額△０百万円は、すべてセグメント間取引消去に係る法人税等調整額であります。

４．セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	4,952	1,233	2,538	8,725

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

（１）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	5,798	2,085	2,597	10,481

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

（１）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１．１株当たり純資産額

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
１株当たり純資産額	2,482円61銭	2,357円54銭

（注）１株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
純資産の部の合計額	百万円	33,497	32,344
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	10,011	10,030
（うち優先株式払込額）	百万円	(10,000)	(10,000)
（うち（中間）優先配当額）	百万円	(11)	(30)
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額	百万円	23,486	22,314
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の普通株式の数	千株	9,460	9,465

２．１株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
(1) １株当たり中間純利益	円	123.42	148.01
（算定上の基礎）			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,178	1,430
普通株主に帰属しない金額	百万円	11	30
うち中間優先配当額	百万円	11	30
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,167	1,400
普通株式の期中平均株式数	千株	9,455	9,462
(2) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益	円	69.47	92.96
（算定上の基礎）			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	11	30
うち中間優先配当額	百万円	11	30
普通株式増加数	千株	7,507	5,931
うち優先株式	千株	7,507	5,931
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		―	―

２【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	68,251	60,798
金銭の信託	8,288	8,259
有価証券	※1,※4 211,650	※1,※4 204,505
貸出金	※2,※3,※4,※5 716,064	※2,※3,※4,※5 721,162
その他資産	※2,※4 1,174	※2,※4 1,445
その他の資産	1,174	1,445
有形固定資産	7,108	7,025
無形固定資産	586	568
前払年金費用	1,598	1,654
繰延税金資産	5,877	7,004
支払承諾見返	※2 3,888	※2 4,108
貸倒引当金	△4,125	△4,116
資産の部合計	1,020,364	1,012,416
負債の部		
預金	※4 917,212	※4 931,470
譲渡性預金	―	174
債券貸借取引受入担保金	※4 58,508	※4 36,270
借用金	※4 1,059	※4 1,034
その他負債	6,625	7,473
未払法人税等	743	525
リース債務	23	25
資産除去債務	75	75
その他の負債	5,784	6,847
退職給付引当金	5	5
偶発損失引当金	174	149
再評価に係る繰延税金負債	573	573
支払承諾	3,888	4,108
負債の部合計	988,050	981,263
純資産の部		
資本金	13,233	13,233
資本剰余金	11,154	11,155
資本準備金	11,154	11,154
その他資本剰余金	―	1
利益剰余金	16,997	18,146
利益準備金	1,440	1,490
その他利益剰余金	15,556	16,655
繰越利益剰余金	15,556	16,655
自己株式	△59	△53
株主資本合計	41,325	42,481
その他有価証券評価差額金	△10,169	△12,486
土地再評価差額金	1,158	1,158
評価・換算差額等合計	△9,011	△11,328
純資産の部合計	32,314	31,153
負債及び純資産の部合計	1,020,364	1,012,416

（２）【中間損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
経常収益	7,888	9,611
資金運用収益	6,060	7,154
（うち貸出金利息）	4,969	5,821
（うち有価証券利息配当金）	954	1,108
役務取引等収益	1,280	1,329
その他業務収益	164	291
その他経常収益	※1 382	※1 835
経常費用	6,242	7,767
資金調達費用	923	1,685
（うち預金利息）	790	1,429
役務取引等費用	373	398
その他業務費用	144	986
営業経費	※2 4,412	※2 4,460
その他経常費用	※3 388	※3 236
経常利益	1,645	1,844
特別利益	0	0
特別損失	3	2
税引前中間純利益	1,642	1,841
法人税、住民税及び事業税	483	508
法人税等調整額	△3	△63
法人税等合計	480	445
中間純利益	1,162	1,396

（３）【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	13,233	11,154	－	11,154	1,343	14,497	15,841	△69	40,160
当中間期変動額									
剰余金の配当					47	△284	△236		△236
中間純利益						1,162	1,162		1,162
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			△1	△1				10	9
利益剰余金から資本剰余金への振替			1	1		△1	△1		－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	－	－	－	－	47	877	924	10	934
当中間期末残高	13,233	11,154	－	11,154	1,391	15,374	16,765	△58	41,094

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△6,946	1,158	△5,787	34,372
当中間期変動額				
剰余金の配当				△236
中間純利益				1,162
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				9
利益剰余金から資本剰余金への振替				－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	455	－	455	455
当中間期変動額合計	455	－	455	1,390
当中間期末残高	△6,490	1,158	△5,331	35,762

当中間会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	13,233	11,154	－	11,154	1,440	15,556	16,997	△59	41,325
当中間期変動額									
剰余金の配当					49	△297	△248		△248
中間純利益						1,396	1,396		1,396
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			1	1				6	7
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	－	－	1	1	49	1,099	1,148	5	1,155
当中間期末残高	13,233	11,154	1	11,155	1,490	16,655	18,146	△53	42,481

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△10,169	1,158	△9,011	32,314
当中間期変動額				
剰余金の配当				△248
中間純利益				1,396
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				7
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△2,316	－	△2,316	△2,316
当中間期変動額合計	△2,316	－	△2,316	△1,161
当中間期末残高	△12,486	1,158	△11,328	31,153

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　９年～30年

その他　　５年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

５．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号　2025年10月８日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,138百万円（前事業年度末は2,184百万円）であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

６．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

７．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

（中間貸借対照表関係）

※１．関係会社の株式総額

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
株式	773百万円	773百万円

※２．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,861百万円	4,115百万円
危険債権額	10,749百万円	10,095百万円
要管理債権額	941百万円	862百万円
三月以上延滞債権額	139百万円	128百万円
貸出条件緩和債権額	802百万円	733百万円
小計額	15,552百万円	15,073百万円
正常債権額	704,961百万円	710,882百万円
合計額	720,514百万円	725,956百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※３．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
836百万円	1,927百万円

※４．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
担保に供している資産		
有価証券	99,297百万円	75,068百万円
貸出金	8,537百万円	7,138百万円
その他資産	3百万円	3百万円
計	107,838百万円	82,210百万円
担保資産に対応する債務		
預金	5,610百万円	6,556百万円
債券貸借取引受入担保金	58,508百万円	36,270百万円
借用金	400百万円	400百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
有価証券	12,171百万円	15,115百万円

また、その他の資産には、敷金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
敷金	30百万円	30百万円
保証金	30百万円	30百万円

※５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
融資未実行残高	191,227百万円	195,508百万円
うち契約残存期間が１年以内のもの	188,504百万円	191,305百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

（中間損益計算書関係）

※１．その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
株式等売却益	120百万円	685百万円
金銭の信託運用益	144百万円	79百万円

※２．減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
有形固定資産	161百万円	165百万円
無形固定資産	53百万円	67百万円

※３．その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
貸倒引当金繰入額	212百万円	111百万円

（有価証券関係）

子会社株式

前事業年度（2026年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社株式	－	－	－
合計	－	－	－

当中間会計期間（2026年９月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社株式	－	－	－
合計	－	－	－

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）

（単位：百万円）

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
子会社株式	773	773

４【その他】

中間配当

2026年11月13日開催の取締役会において、第107期の中間配当につき次のとおり決議しました。

普通株式に係る中間配当金額	**236百万円**
第一種優先株式に係る中間配当金額	**30百万円**
普通株式に係る１株当たりの中間配当金	**25円**
第一種優先株式に係る１株当たりの中間配当金	**7円62銭5厘**
支払請求の効力発生日及び支払開始日	**2026年12月10日**

（注）2026年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当を行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月19日

株式会社　東　北　銀　行

取締役会　御中

北 光 監 査 法 人
岩手県盛岡市

代表社員
業務執行社員　公認会計士　佐々木　政　徳

代表社員
業務執行社員　公認会計士　岩　根　洋　介

中間監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。
当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省

略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

＊１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

＊２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月19日

株式会社　東　北　銀　行

取締役会　御中

北 光 監 査 法 人

岩手県盛岡市

代表社員
業務執行社員　公認会計士　佐々木　政　徳

代表社員
業務執行社員　公認会計士　岩　根　洋　介

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の2026年４月１日から2027年３月31日までの第107期事業年度の中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行の2026年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

＊１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

＊２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。